

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

株式会社丸井グループは、「お客さまのお役に立つために進化し続ける」「人の成長＝企業の成長」という経営理念に基づき、従業員一人ひとりの「お客さまのお役に立ちたい」という想いを支援し、人の成長が企業の成長につながる好循環を生み出すことにより、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。そのために、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、健全で透明性が高く、収益力のある効率的な経営を推進してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 原則1-4 いわゆる政策保有株式

- ・当社は企業価値向上に向けて、戦略上重要な協業及び取引関係の維持発展が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。
- ・株式を保有する場合には必要最低限の株数とし、当社とのシナジーに加え、当該企業の成長性やリスク、配当などのリターン等からその保有意義を十分に検討し、取締役会または経営会議にて決定します。
- ・政策保有株式の保有の合理性については定期的に検証を行い、主要株式については、毎年取締役会で確認を行うものとします。なお、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で売却をすすめます。
- ・保有する株式の議決権行使にあたっては、議案内容を個別に検証した上で、賛否を決定します。

##### 原則1-7 関連当事者間の取引

- 関連当事者との取引にあたっては、企業価値及び株主共同の利益を害することのないよう、以下のとおり定めております。
- ・取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を得るとともに、取引終了後速やかに取締役会へ報告するものとします。
  - ・その他の関連当事者との取引のうち、重要な取引については、その取引条件及びその決定方法の妥当性に関して取締役会で審議し決定します。

##### 原則3-1 情報開示の充実

###### (i) 経営理念・経営計画

当社グループのミッションは、「お客さまのお役に立つために進化し続ける」「人の成長＝企業の成長」という経営理念に基づき、お客さまとつながり続け、お客さまの「しあわせ」を共に創ることにあります。これこそが近年の革新と進化を支え続けてきたといえます。少しでもお客さまのお役に立ちたい、お客さまに喜んでいただきたい。そしてお客さまとのつながりを大切に、すべてをお客さま視点で考え、行動する。それが当社グループのDNAであり、私たちがめざす「共創経営」の原点です。

また、当社は、事業構造転換によるグループの革新が実現し、現中期経営計画において最重要指標であったROE目標を2015年度に前倒しで達成することができましたので、さらなる企業価値の向上をめざして、2020年度を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。その骨子は、以下のとおりであります。

1. グループの統合的な運営による企業価値の向上
2. グループ事業の革新による新たな事業の創出
3. 最適資本構成の構築と生産性のさらなる向上

詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成28年5月12日付「中期経営計画の策定について」をご参照ください。  
([http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/16\\_0512/16\\_0512\\_1.pdf](http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/16_0512/16_0512_1.pdf))

###### (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「1-1 基本的な考え方」に記載しております。また、コーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、「丸井グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、これを当社ホームページにて開示しております。

(「丸井グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」 <http://www.0101maruigroup.co.jp/ci/governance.html>)

###### (iii) 取締役会が取締役・経営陣幹部の報酬を決定するにあたっての方針と手続

- ・取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会が決定します。また、執行役員報酬についても、指名・報酬委員会が決定します。
- ・指名・報酬委員会は、委員3名以上で組織し、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として設置します。
- ・取締役の報酬は、経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価としてふさわしい水準を設定します。
- ・取締役及び執行役員報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成します。報酬の一定割合を業績と連動させることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。ただし、社外取締役については、その役割と独立性の観点から定額報酬のみとします。
- ・監査役報酬は、定額報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定します。

###### (iv) 取締役会が取締役・監査役の選任・指名を行う際の方針と手続

取締役候補は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、取締役としての職務と責任を全うし、中長

期的な企業価値向上に貢献できる者を選定します。監査役候補は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、監査役としての職務と責任を全うし、公正な経営監視体制の確立に貢献できる者を選定します。なお、社外役員候補は、会社法上の要件に加え、当社の「社外役員独立性基準」を充足する者を選定します。

社内取締役・社内監査役候補は、指名・報酬委員会における個別評価や人事評価等を基に、経営会議、取締役会で議論を経て決定します。社外取締役・社外監査役候補は、当社の取締役会に必要な知識・能力・経験を有する者を選定し、経営会議、取締役会で議論を経て決定します。なお、取締役候補は、事前に指名・報酬委員会で審議するものとし、監査役候補は、監査役会の承認を必要とします。

(v) 取締役会が取締役・監査役の選任・指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

現任の取締役・監査役の選任理由については以下のとおりです。

[取締役]

青井 浩

平成17年から代表取締役社長を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。経営者として豊富な経験・知見を有しており、代表執行役員としてもグループの経営全般を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。

中村 正雄

経営企画や事業開発、店舗企画等の業務経験を有し、平成20年からは取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、常務執行役員として小売・店舗事業を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。

石井 友夫

人事、総務、コンプライアンス部門等の業務経験を有し、平成21年からは取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、常務執行役員として人事、総務、健康推進を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。

加藤 浩嗣

経営企画、財務、IR等の業務経験を有し、執行役員経営企画部長兼IR部長として、新たなガバナンス体制の構築や経営戦略・財務戦略の策定をすすめるなど、適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。

[監査役]

藤塚 英明

株式会社三菱東京UFJ銀行やオリンパス株式会社等で要職を歴任されており、各社での豊富な経験をもとに、財務・会計やリスク管理等に優れた見識を有しており、その知見を当社の監査に活かしていただくと判断し、選任いたしました。

角南 哲二

小売・店舗事業や情報システム事業、債権回収事業等の豊富な業務経験及びグループ会社社長としての経営経験を有し、当社グループの様々な事業に精通していることから、当社監査役として公正な監査に貢献できると判断し、選任いたしました。

なお、社外取締役 堀内 光一郎、岡島 悦子の両氏、および社外監査役 大江 忠、高木 武彦の両氏の選任理由につきましては、本報告書「II-1 [取締役関係]、[監査役関係]」にそれぞれ記載しております。

補充原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は、実効性の高いコーポレートガバナンスの実現を通じて、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行い、適切に権限を行使することで、持続的な企業価値向上をめざすものとします。

- ・取締役会は、法令、定款及び社内規程に基づく経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。
- ・取締役会は、経営理念を踏まえた経営戦略や経営計画を策定し、その概要を開示します。策定した経営戦略、経営計画については、毎年進捗状況等を確認・分析した上で、必要に応じて修正を行います。
- ・取締役会は、代表取締役社長等の後継者計画について、経営理念や経営戦略等を踏まえ、適切に監督を行います。
- ・取締役会は、法令、定款及び社内規程に基づく取締役会で決定すべき事項以外の業務執行について、その意思決定を経営会議及び執行役員に委任します。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

社外での豊富な経験や専門性を当社の経営に活かすとともに、取締役会の監督機能強化と経営の透明性向上をはかるため、原則として3分の1以上を独立社外取締役とします。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、当社における社外役員(社外取締役及び社外監査役をいい、その候補者を含む)の独立性基準を定めております。その詳細については、本報告書「II-1 [独立役員関係]」に記載しております。

補充原則4-11-1 取締役会の構成についての考え方

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成します。員数は定款の定めに従い、以下の観点から最も効果的・効率的に取締役会の機能が発揮できる適切な員数を維持します。

1. 経営の意思決定及び監督を行うために十分な多様性を確保できること
2. 取締役会において独立社外取締役を中心とした議論の活性化がはかれること

社外での豊富な経験や専門性を当社の経営に活かすとともに、取締役会の監督機能強化と経営の透明性向上をはかるため、原則として3分の1以上を独立社外取締役とします。

補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況

他社役員との兼任は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行います。なお、重要な兼任の状況は毎年開示するものとします。

補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要

当社は、取締役会の機能向上を目的として、年1回、取締役会の実効性評価を実施することを、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで規定しております。当該条項に基づき、2015年度の取締役会の実効性評価を実施いたしました。

評価プロセス

全取締役及び全監査役を対象に、取締役会の実効性に関する自己評価アンケートを実施いたしました。その集計結果を踏まえ、取締役会において、現状の評価結果及び課題の共有と今後のアクションプランについて建設的な議論をおこないました。

【評価アンケートの大項目】

1. 取締役会の規模・構成
2. 取締役会の運営
3. 取締役・監査役への支援体制
4. 取締役会における意思決定プロセス
5. 報酬委員会
6. 取締役会の役割・責務

結果の概要

自己評価アンケート及び取締役会における議論の結果、当社取締役会の実効性は十分確保されていると評価しております。当社は2015年度、業務執行の機動性向上と取締役会の監督機能の強化を目的に、経営の意思決定及び監督と業務執行を分離し、取締役を減員いたしました。これにより社外取締役の構成が高まり、規模も適正化されたため、社外取締役を中心とした議論が活性化し、取締役会の実効性が向上いたしました。一方で、課題としては、取締役の報酬が中長期的な企業価値向上と連動していないことや、後継者の育成プログラムが確立されていないこと等が挙げられました。これを受けて、取締役の報酬制度を改定し、中長期インセンティブである業績連動型株式報酬と、短期インセンティブである業績連動賞与の導入により、業績連動報酬の割合を高めることといたしました。また、後継者計画については、指名・報酬委員会の設置により透明性向上を図るとともに、社外取締役にも積極的に関与していただきながら、後継者育成プログラムの構築に取り組むことといたしました。

今後も、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図り、取締役会のさらなる実効性向上に取り組んでまいります。

補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役会は、取締役、監査役、執行役員がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供についての社内体制を整備します。

- ・取締役、監査役、執行役員が新たに就任する際は、法律や財務、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント等に関する研修を行います。
- ・社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際は、経営理念や企業文化、事業内容、財務、組織等、社内の情報について共有する機会を設けます。
- ・取締役、監査役、執行役員への就任後は、それぞれの責務や能力、経験等に合わせたトレーニング機会の提供・斡旋やその費用の支援を継続して行います。

原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を通じ、中長期的な企業価値向上をめざしてまいります。

- ・経営理念や経営戦略、業績等に対する理解を得るため、IR活動の充実に努めます。
- ・対話全般については、代表取締役社長が統括し、適宜CFO、IR担当執行役員等と協議の上すすめるものとします。
- ・株主との個別面談については、IR部を窓口とし、株主の希望及び面談の目的等を踏まえて、合理的な範囲で適切に対応を行います。
- ・株主との建設的な対話を促進するため、IR部と関連部署は専門的見地に基づく意見交換や情報共有を定期的に行い、連携して対応を行います。
- ・株主との対話を通じて得た有用な意見・要望は、適宜取締役会等にフィードバックを行います。
- ・株主構造については定期的に調査を行い、その結果を踏まえ、株主に合わせた適切な方法により、コミュニケーションの充実をはかります。
- ・株主との対話にあたっては、法令及び関連規則等を遵守し、インサイダー情報を適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	27,505,100	9.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	22,496,600	8.07
青井不動産株式会社	6,019,606	2.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,808,184	2.08
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	5,133,600	1.84
東宝株式会社	3,779,300	1.35
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3,654,000	1.31
公益財団法人青井奨学会	3,234,235	1.16
株式会社烏山	3,104,887	1.11
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,048,394	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**

**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情**

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
堀内 光一郎	他の会社の出身者													
岡島 悦子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」、  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀内 光一郎			会社経営の経験と幅広い見識を有し、独立した客観的な立場から当社社外取締役として積極的に発言していただくなど、現在も適切に職務を遂行していただいております。引き続き経営の監督機能の強化等に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。また、当社の社外取締役として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。
岡島 悦子		岡島 悦子氏は、株式会社プロノバの代表取締役社長であり、当社は、ダイバーシティ(多様性)に関する造詣が深い同社に女性の活用推進に向けた研修のサポートをしていただいております。平成27年度における、この研修のサポートは計8回、支払額は4百万円ですが、当社の「社	会社経営の経験と幅広い見識を有し、またダイバーシティ(多様性)に関する造詣も深く、独立した客観的な立場から当社社外取締役として現在も適切に職務を遂行していただいております。引き続き経営の監督機能の強化等に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。また、当社の社外取締役

	外役員独立性基準」を満たしており、かつ、実質面においても独立性への影響はございません。	として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。
--	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	なし

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、取締役及び役付執行役員の選定、ならびに取締役及び執行役員の報酬制度に関する審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として設置しております。

- ・指名・報酬委員会は、委員3名以上で組織し、原則として、そのうち2名以上を社外取締役に構成しております。
- ・指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任しております。
- ・指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役及び執行役員の指名に関する次の事項を審議します。

1. 株主総会に提出する取締役候補選任に関する事項
2. 役付執行役員選任に関する事項
3. 上記のほか、取締役会から諮問のあった事項

指名・報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、取締役の報酬については株主総会で決議された報酬制度及び報酬限度額の範囲内で、取締役及び執行役員の報酬に関する次の事項を審議・決定します。

1. 取締役及び執行役員の個別報酬に関する事項
2. 取締役及び執行役員の報酬制度の変更に関する事項
3. 上記のほか、取締役会から諮問・委任のあった事項

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、会計監査人と互いに業務執行と決算内容を十分に確認するため、適宜ミーティングを開催しております。  
 ・ガバナンス上のリスクについては、監査役が年度方針を策定し、監査部が監査役のサポート機能を担って速やかに対応するとともに、内部監査は監査部が独自の年度計画に従って実施しています。また、原則月1回、子会社監査役も含め定例のミーティングを開催し、グループ全体の状況の確認と情報の共有をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大江 忠	弁護士													
高木 武彦	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江 忠			弁護士として長年培ってきた法的な専門知識と経験をもとに、当社社外監査役として現在も職務を適切に遂行していただいております。引き続き職務を全うしていただくと判断したため、社外監査役候補者といたしました。また、当社の社外監査役として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。
高木 武彦			税理士の資格を有し、会計分野に関する専門知識と経験をもとに、当社の社外監査役として現在も職務を適切に遂行していただいております。引き続き職務を全うしていただくと判断したため、社外監査役候補者といたしました。また、当社の社外監査役として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。

**【独立役員関係】**

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

株式会社丸井グループ(以下「当社」という)は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、当社における社外役員(社外取締役及び社外監査役をいい、その候補者を含む)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目を全て満たす場合、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

1. 現に当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(注1)ではなく、かつ就任前10年以内に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社グループを主要な取引先としている者(注2)、またはその業務執行者でないこと。
3. 当社グループの主要な取引先(注3)、またはその業務執行者でないこと。
4. 当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者でないこと。
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者でないこと。
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社グループから多額の金銭その他の財産(注4)による寄付を受けている者でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
8. 当社の会計監査人でないこと。なお、会計監査人が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
9. 過去5年間に於いて、上記2～8までに該当していた者でないこと。
10. 近親者(注5)が上記の2から8までのいずれか(6号及び8号を除き、重要な業務執行者(注6)に限る)に該当する者でないこと。
11. 社外役員の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者でないこと。

(注釈)

注1: 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、会社以外の法人・団体の理事、その他これらに類する役職の者及び会社を含む法人・団体の使用人等をいう。

注2: 「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1. 当社グループに対して商品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう、以下「同様とする」)であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1,000万円以上かつ当該取引先グループの連結売上高または総収入金額の2%を超える者。

2. 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの負債総額が1,000万円以上かつ当該取引先グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注3: 「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1. 当社グループが商品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1,000万円以上かつ当社グループの連結売上高の2%を超える者。

- 2.当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの負債総額が1,000万円以上かつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
- 3.当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
- 注4:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。
- 注5:「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
- 注6:「重要な業務執行者」とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。
- 注7:「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

### 業績連動賞与

各取締役の職責にもとづき、報酬額の10%相当額を事業年度ごとの業績目標(連結営業利益とする)に対する達成度合いに応じて90~110%の範囲内で変動させて決定いたします。

### 業績連動型株式報酬

平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として、各取締役の役位に応じてポイントを毎年一定の時期に付与し、最終事業年度の会社業績指標(ROE、ROIC、EPSの3項目とする)の目標値に対する達成度に応じて0~100%の範囲で業績連動係数を決定し、これを累積ポイント数に乗じて各取締役に交付する株式数を決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役を支払った報酬209百万円、監査役に支払った報酬50百万円、計260百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額を年額300百万円(使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含みません。)とすることを平成24年6月27日開催の株主総会において決定しております。業績連動賞与ならびに業績連動型株式報酬につきましては、報酬限度額とは別枠でそれぞれ年額100百万円、年額300百万円の限度額を平成28年6月29日開催の株主総会で決定しております。なお、取締役個々の報酬につきましては社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会におきまして、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで協議・決定しております。

また、監査役の報酬限度額は月額6百万円であり、昭和62年4月28日の株主総会でこれを決定しております。監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議によって定めております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役へのサポート体制は経営企画部及び総務部、監査部が担っており、社外取締役、社外監査役に対しても取締役会の資料を事前に配布しその内容を説明するなど情報伝達体制の強化に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役6名のうち2名は社外取締役であり、任期を1年とし執行の透明性と経営責任の明確化をはかっております。取締役会は原則として年10回開催され、充実した審議と取締役の職務執行に関する監督が実行されております。当社グループ決裁規程により、当社グループの取締役及び執行役員としての職務権限を明確にするとともに、子会社における重要な決議事項の当社への報告を定め、純粋持株会社として子会社の適正な事業執行を統治しております。また、当社は監査役設置会社制度を採用しております。監査役は4名、うち社外監査役が2名の体制となっており、平成27年度に係る定時株主総会において、補欠の社外監査役1名を選任しております。なお、指名・報酬委員会については、本報告書「11 - 1【取締役関係】」に記載しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

独立社外取締役を中心とした議論を活性化し取締役会の監督機能強化をはかるために現状の体制としております。また、独立した立場から経営の客観性・透明性を高めるために、豊富な経験と幅広い見識を有した人材を社外取締役に選任しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月総会より、電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2011年6月総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加をしております。
招集通知(要約)の英文での提供	2012年6月総会より提供しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	丸井グループディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページで公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が企画する個人投資家セミナーに参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、MARUI IR DAY(共創経営レポート説明会、事業中期経営計画説明会)など、年4回程度開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家を個別訪問をするとともに、随時来社に対応しております。また、証券会社のコンファレンスにも定期的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(IRに関するURL) <a href="http://www.0101maruigroup.co.jp/index.html">http://www.0101maruigroup.co.jp/index.html</a> (掲載している情報) 決算情報、共創経営レポート、主要経営指標の推移、月次売上、株価情報、株主総会、報告書、株主優待制度のご案内、電子公告、ディスクロージャーポリシー、IRカレンダー、ニュースリリース	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	マルイグループ行動規範に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境・社会貢献推進委員会」を設置し、グループ横断で環境保全活動・社会貢献活動に取り組んでおります。その取組み内容をCSRレポートとしてまとめ冊子を作成するとともにホームページで開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現に向け、法令及び関連規則等を遵守し、適時適切に情報開示を行っております。 ・情報開示担当部署は経営企画部、IR部、総務部、財務部としております。 ・株主をはじめとするステークホルダーが当社への理解を深めるために有益な情報については、財務情報・非財務情報にかかわらず、積極的に開示を行っております。 ・開示にあたっては、株主をはじめとするステークホルダーがアクセスしやすい方法で行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、グループ経営という視点で内部統制システムの整備をすすめ、健全で透明性が高い、効率的な経営を推進しております。経営上の高リスク分野を管理するため設置した6委員会(広報IR委員会、内部統制委員会、環境・社会貢献推進委員会、個人情報保護推進委員会、安全管理委員会及びインサイダー取引防止委員会)により、スピーディーな業務の改善と事故の未然防止をはかるとともに、各委員会の統治機能として代表取締役を議長とするコンプライアンス推進会議を設置し、当社グループのリスク管理を行っております。内部統制の推進を総務部と監査部が連携して行い、グループ各社の業務内容、想定されるリスクとその対応策の文書化・モニタリングなどを通じて、経営上のリスクの最小化を推進しております。

グループ行動規範の周知徹底をはかり、当社グループとして高い倫理観に基づく健全な企業活動を推進しております。

当社グループ全体で法令及びグループ内規程の順守を徹底するために、各種マニュアルの整備を行い、教育を推進しております。

社外の弁護士にも直接通報できるマルイグループホットライン(内部通報制度)を設け、問題発生時の未然防止と早期発見をはかっております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力からの不当要求等は一切応じることなく、関係遮断を行うとともに、警察・弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制整備をすすめております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるため、中期経営計画を基本とした諸施策に全力で取り組んでおりますが、わが国の資本市場においては、ある程度の法的な整備が行われたとはいえ、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得する行為が行われることも十分あり得ると判断しております。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為が行われる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さない取得行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして適当ではないと判断し、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)について株主総会でご承認を得て、導入しております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### [適時開示体制の概要]

#### 1. 情報開示の担当部署

情報開示担当部署は経営企画部、IR部、総務部、財務部としております。

#### 2. 情報収集の体制

取締役会において、当社及び当社グループ各社の内部情報が報告され、共有化がはかられております。

特に、適時開示規則に基づいて開示が必要になるとされる情報については、関係部署と情報開示担当部署が連携し、情報の把握を行っております。

#### 3. 情報開示に係わる対応の決定機関

取締役会での決定事項のうち、適時開示が必要な事項については、取締役会において開示する内容・日時・方法などを決定し、情報開示担当部署の事務手続きにより、すみやかに情報開示を行っております。

